

特集

諸外国における少子化の動向と 次世代育成支援策

1. 概要

我が国では、子どもを生みたい人が生み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて、様々な対策を実施してきたところである。近年、従来の少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、現状のまま推移すれば我が国における少子化は今後一層進行すると予想される。急速な少子化の進行は、今後、我が国の社会経済全体に極めて大きな影響を与えるものであり、少子化の流れを変えるため、改めて政府・地方公共団体・企業等が一体となり、これまで以上に取組みを強化する必要がある。

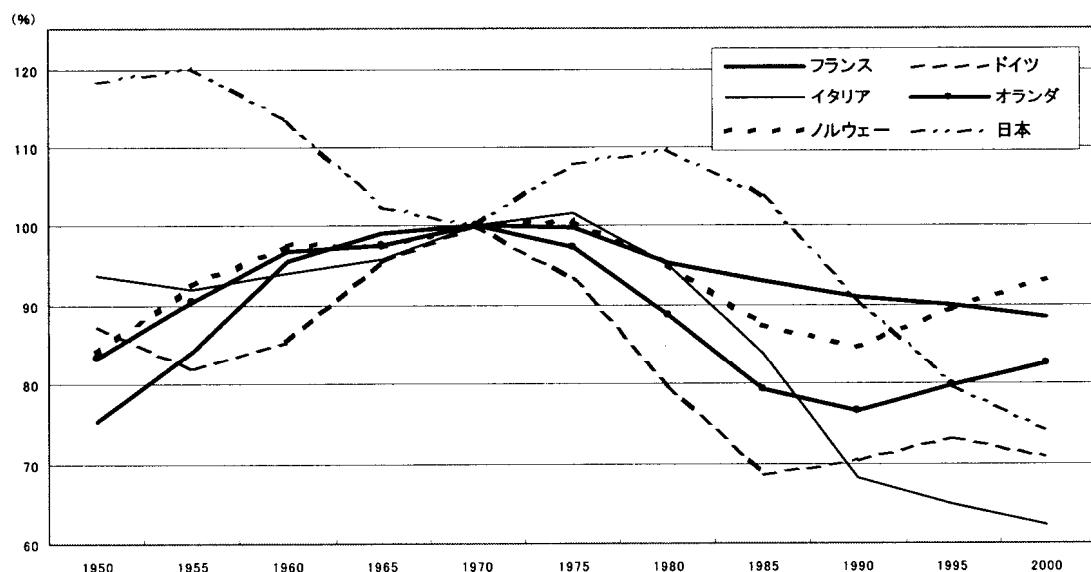
対策を進める上で、我が国に先んじて少子化に直面してきた国々の経験は参考になると思われる。そこで、特集では、早くから少子化が進行しているフランス、オランダ、ノルウェー、イタリア、ドイツを取り上げ、育児に対する経済的支援（児童手当等）、子育てと仕事の両立を支援する制度（育児休業、看護休暇制度、保育サービス等）等次世代育成に効果的と思われる施策について各国の制度や利用状況等を調査した。

2. 調査対象国における少子化の動向

(1) 若年者人口の動向

調査対象国では、いずれも1970年代前半に若年者人口（15歳未満）のピークを迎えた後、1970年代から1980年代前半にかけて若年者人口の急速な減少を経験している（図1-1）

図1-1 若年者人口の推移（1970=100）

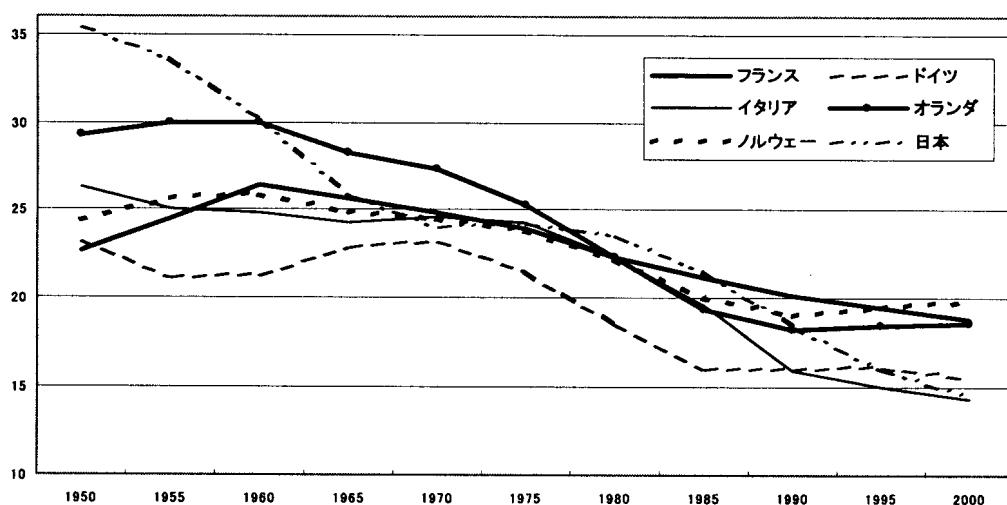


資料出所 国連事務局 経済社会部

1980年代後半以降の動向は国によって異なり、オランダ、ノルウェーでは若年者人口が増加に転じた一方、フランス及びイタリアでは減少し続けている。ドイツでは1990年代は増加に転じたが、直近では再び減少している。

全人口に占める若年者人口の割合は、全ての調査対象国で1970年代から1980年代前半にかけて低下傾向が顕著になった。この結果、1990年代半ばには全ての国で20%を割り込み、ドイツ、イタリアでは2000年には15%前後の水準にまで低下している（図1－2）

図1－2 全人口に占める若年者人口の割合の推移

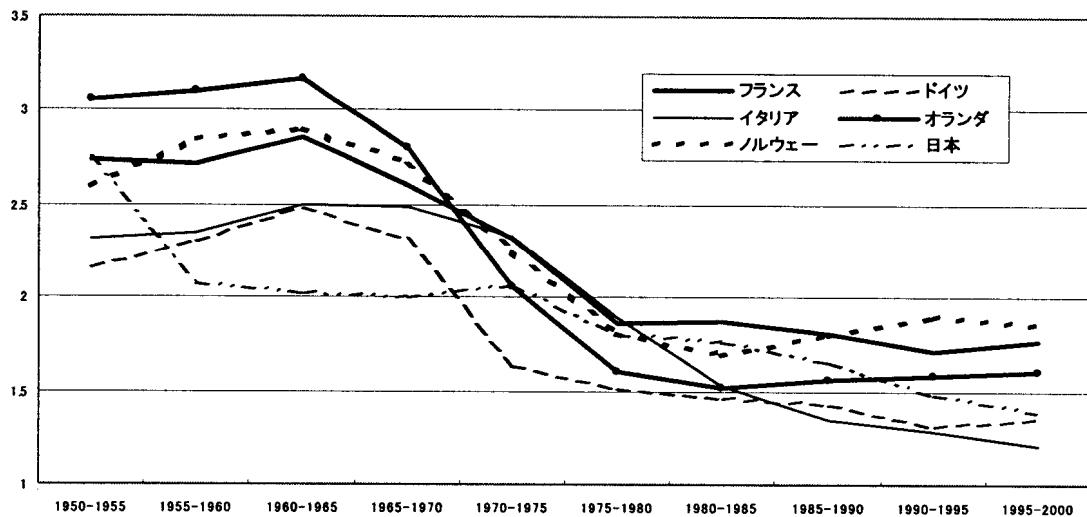


資料出所 1－1に同じ。

(2) 合計特殊出生率の動向

全ての調査対象国では、女性が一生の間に出産する子どもの数に相当する合計特殊出生率は、若年者人口に先行して1970年代以降低下し始めた。1980年代に入ると、ノルウェーとオランダではゆるやかな上昇に転じる一方、ドイツ、イタリアでは緩やかに低下し続け、1.5を割り込んだ。フランスでは、1980年代後半から90年代前半にかけてなだらかに低下したが、依然比較的高い水準を維持している（図1－3）。

図1－3 合計特殊出生率の推移



資料出所 図1－1に同じ。

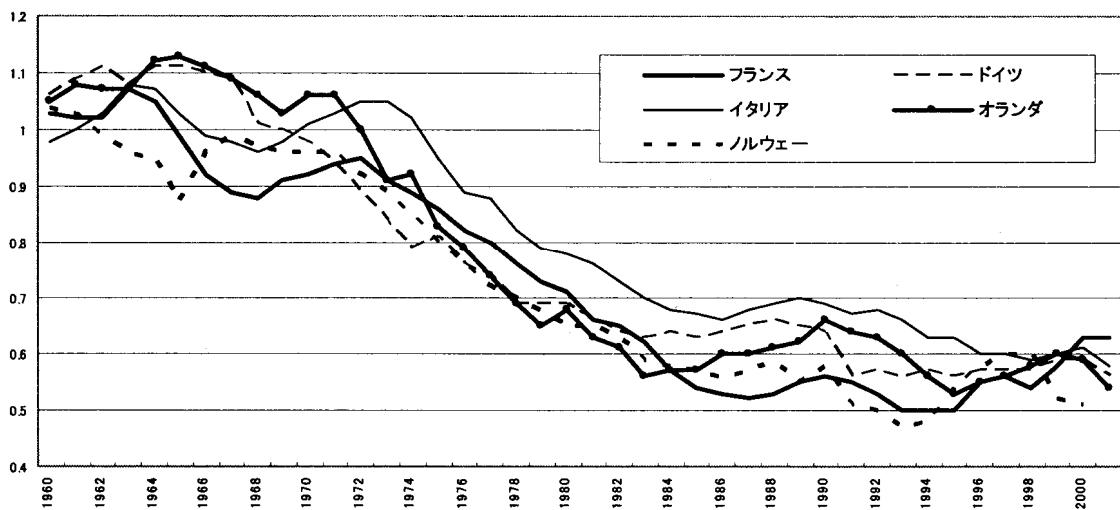
(3) 少子化の背景

若年者人口や合計特殊出生率の低下には、女性の社会進出や結婚・出産年齢の上昇等の現象が影響しているものとみられている。このうち、結婚については結婚数の減少や晩婚化、出産については晩産化が各国共通の特徴として見られ、出生数の減少を促しているものと思われる。一方、子どもを持つ女性を含め、女性の就業意欲が向上しているものの、希望通り就業している女性の割合は対象国の中大きな違いが見られる。

① 結婚

全ての調査対象国では、女性の人口に対する結婚数は低下しており、結婚しなくなる傾向が見られる。各国とも50歳未満の女性の結婚率（50歳未満の女性1,000人当たりの結婚数）は1970年代に大きく低下した。この傾向は1980年代後半まで続き、その後は概ね0.5から0.7の間で変動している（図1－4）。

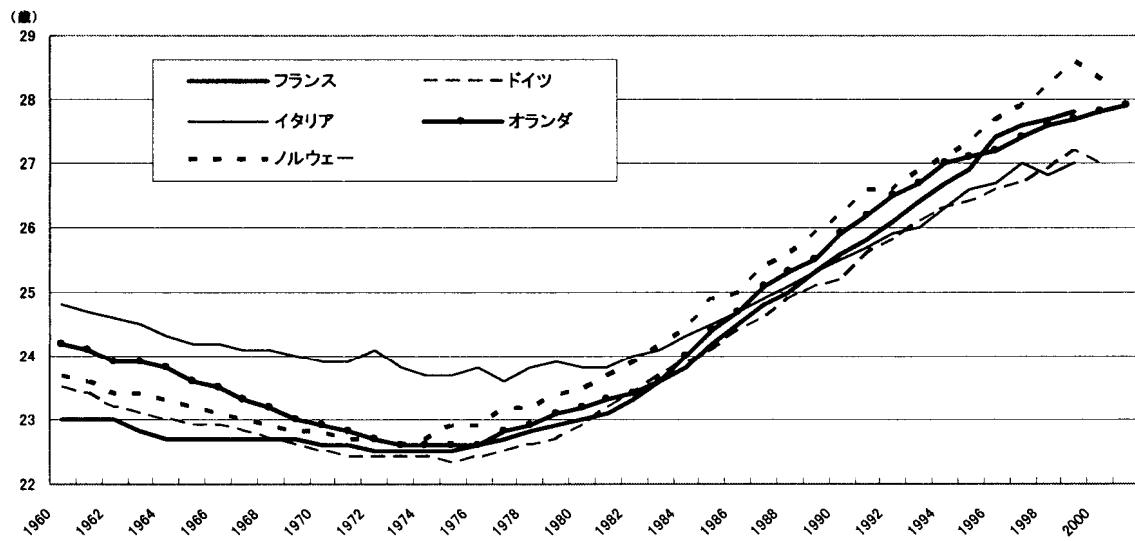
図1－4 女性の結婚率の推移



資料出所 Council of Europe "Demographic Yearbook 2002"

晩婚化も進展している。調査対象国における女性の初婚時の平均年齢は1960年代から1970年代にかけて22～24歳の間の水準に低下していたが、1970年代前半を境にして上昇に転じ、27～28歳前後の水準にまで上昇している（図1－5）。

図1－5 女性の平均初婚年齢の推移

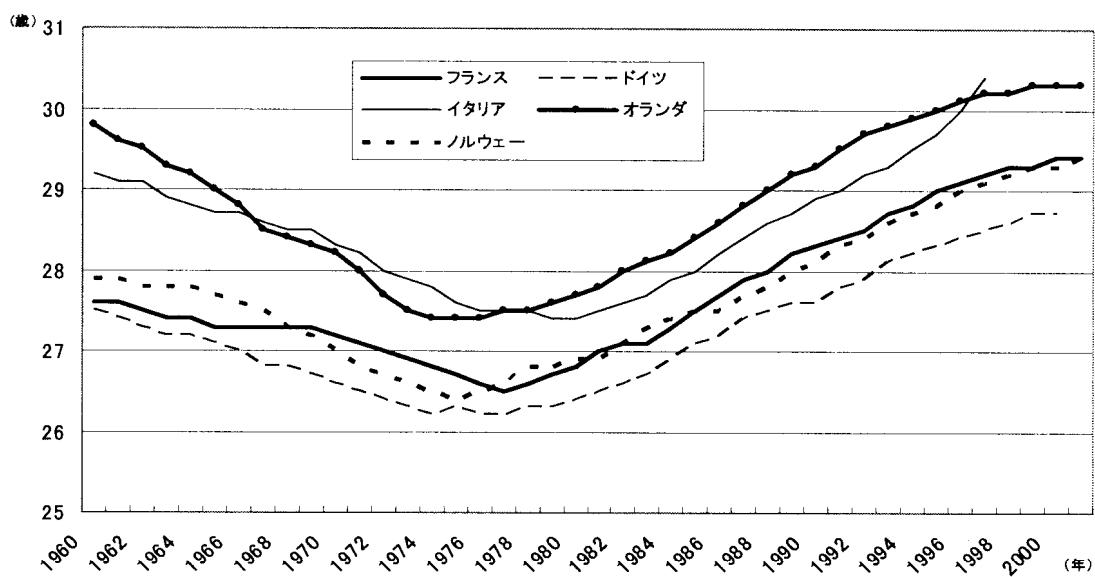


資料出所 図1－4と同じ。

② 出産

出産の高年齢化も調査対象国で共通して見られる。女性の平均出産年齢についてはおおむね1970年代後半を底として、その後は各国とも一貫して2～3歳程度上昇している（図1－6）。

図1－6 女性の平均出産年齢の推移

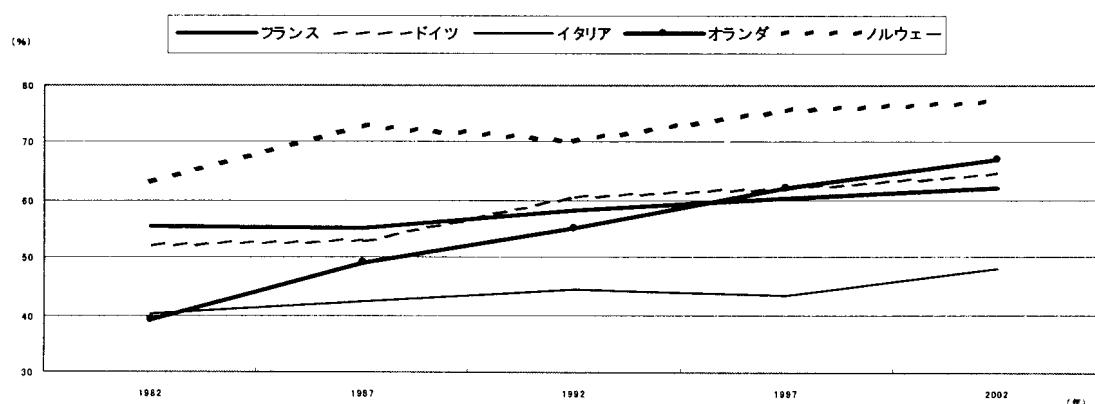


資料出所 図1－4と同じ。

③ 女性の就業環境

女性の社会進出を示す労働力率（人口に対する就業者及び失業者の割合）は全ての調査対象国で上昇しており、女性の就業意識は向上している（図1－7）。

図1－7 女性（15～64歳）の労働力率の推移



資料出所 経済協力開発機構 “Labour Force Statistics 2003”

出生傾向との関係では、出生傾向が回復している国は労働率の上昇傾向が顕著である。反対に、出生率が低下している国では上昇傾向は緩やかである。

子どもを持つ母親も近年では就業意欲が旺盛で、仕事と子育てとの両立を希望している。EUが1998年に実施したアンケート調査によると、6歳以下の子どもを持つカップルの大半は、男性がフルタイムで働くだけでなく、女性も何らかの形で働くことを希望しており、男性だけが働くことを希望するカップルはどの国でも少ない。

ところが、実際の就業形態は理想と大きく異なっており、母親が就業していないカップルの割合は各国とも3割以上を占める。特に、出生率の低下傾向が著しいドイツとイタリアでは、6歳以下の子どもを持つカップルの7～8割程度が母親の就労を理想としているにもかかわらず、現実に就業しているのは4割前後にとどまっており、理想と現実の割合が大きく乖離している。

表1-1 6歳以下の子どもを持つカップルの就業形態の理想と現実

(%)

		父親、母親ともに労働	父親が労働、母親は働かない	その他
フランス	現実	53.2	38.3	8.4
	理想	74.3	14.1	11.7
ドイツ	現実	38.8	52.3	8.9
	理想	74.9	5.7	19.4
イタリア	現実	46.7	43.3	10.0
	理想	78.1	10.7	11.2
オランダ	現実	59.6	33.7	6.7
	理想	75.5	10.7	13.8

資料出所 経済協力開発機構（OECD）“Employment Outlook 2001”

注 上記データは、1998年に実施した調査“Employment Options of the Future”的回答から、6歳以下の子どもを持つカップルについて個票を集計したものである。

このように、調査対象国では女性の就労意識が高まっているが、国によっては子育てと仕事の両立が困難な環境にあることが伺える。こうした国では、仕事を続けるため子どもを持つことを躊躇する女性も多いと考えられる。

子どもを持つ女性の就業環境について、経済協力開発機構“Employment Outlook 2003”は、①「勤務時間」は子どもを持つ親にとって重要な労働条件であり、フルタイムでの勤務しか認められなければ、それだけ母親の就業機会は制約されることから、パートタイム労働へのアクセスが容易にすること、②保育施設の数を十分確保すること及び保育時間の柔軟性を維持・向上させること等の重要性を指摘している。

女性の就労意欲が向上していることを踏まえ、女性が働き続けながら子どもを生み、育てることを容易にするためのこうした環境整備を行うことは、出生を促進する上でも重要な取組みと思われる。

3. 調査対象国における次世代育成支援策

これまで、調査対象国における少子化の動向と背景事情についてみてきた。

少子化に係る背景事情のうち、未婚化、晚婚化及び晚産化は各国とも共通してみられる現象である。しかしながら、これらの国においては、結婚や出産は個人的な問題と認識されている。このため、政府が結婚や出生の促進自体を目的として施策を講じることは希であり、少子化に関連する施策のほとんどは、子どもを持つ家庭や個人の負担を軽減することを目的としているものである。

そこで、本稿では、調査対象国について、出生と関連の深い施策である、(1) 育児に対する経済的支援、(2) 出産・育児休暇や保育サービスなど子育てと仕事の両立支援施策等について調査した。

(1) 育児に対する経済的支援

調査対象国では、いずれも働く女性が出産する時に休暇を取得できる制度があり、休暇中は賃金の80～100%を保障する手当が支給される。

表1－2 出産時の手当

フランス	○出産休暇手当（出産休暇を取得する女性に、家族給付全国基金が休暇前賃金の80%を支給）
ドイツ	○母性手当（出産休暇を取得する女性に対し、疾病金庫又は連邦保険庁から1日につき就労禁止期間の開始前3ヶ月間の平均手取り日額が支払われる。疾病金庫からは1日13ユーロ、連邦保険庁からは総額210ユーロが上限） 休暇期間中も平均賃金相当額が使用者から支払われ、母性手当を受給した場合にはその額が控除される。
イタリア	○出産手当（出産休暇を取得する女性に、休暇前賃金の80%を支給） ○全国社会保障機関の出産手当（一定の社会保険料を納めた女性に対して一時金1,671.76ユーロを支給） ※この他、州独自の出産手当がある。
オランダ	○賃金保障（出産休暇を取得する女性に全国失業基金・就労不能基金が休暇前賃金の100%を支給。ただし、日額163.33ユーロが上限）
ノルウェー	○出産手当（出産休暇を取得する女性に、国民保険が休暇前賃金の80%又は100%を支給。ただし、年収325,020クローネが上限）

注：出産休暇については表1－4参照。

また、子どもを育てる親に対する手当の支給も行われている。支給内容は国によって異なる。支給要件等の違いがあることから、単純な比較はできないが、3歳未満の子ども1人に対する1カ月当たりの支給額をみると、ドイツ、フランス及びノルウェーは比較的高い水準にあるといえる。

表1-3 育児に関する主な手当

フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族手当 20歳未満の子どもが2人以上いる世帯に支給される。子どもが2人の場合月額112.59ユーロ、3人の場合256.83ユーロ、第4子以降子ども1人当たり144.25ユーロが加算される。 ○ 乳幼児迎え入れ手当－基礎手当 子どもが誕生してから3歳になるまでの間（2004年1月1日以降に生まれた子どもが対象。2003年までに生まれた子どもについては乳幼児手当が支給される）、月額161.66ユーロが支給される。
ドイツ	<p>18歳未満の子どもを持つ親は、次の2つの制度のうち1つを選択することができる。また、2歳以下の子どもを養育する非就業・不完全就業（週30時間以下の就業）の者は育児手当を受給できる（就業経験のない者も受給可能）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当 子ども1人につき月額154ユーロ（第4子以降は179ユーロ）が支給される。 ○ 児童扶養控除 子ども1人につき、年間5,808ユーロの扶養控除が適用される。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族手当 農家や自営業者で未成年の子どものいる世帯に対して、子ども1人当たり月額10.21ユーロが支給される。所得制限あり（3人家族の場合、年収19,555.12ユーロ以上で支給停止）。 ○ 核家族手当 未成年の子どもを3人以上持つ被用者に対して支給される。支給額は家族構成と世帯所得によって異なる（年間総所得が19,904.35ユーロ以下の世帯の場合、年間1,437.54ユーロが支給される）。
オランダ	<p>18歳未満の子どもを持つ親は、児童手当か税制上の優遇措置を選択できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当 18歳未満の子どもを持つ親に対して支給される。支給額は子どもの年齢によって異なる（6歳未満の子ども1人に対して3カ月で176.62ユーロが支給される）。 ○ 児童控除 世帯最高所得者の年収等により変わるが、18歳未満の子どもが3人以上いて、最高所得者の年収が28,079ユーロ以下の世帯の場合、721ユーロが控除される。 この他、補足児童控除等がある。
ノルウェー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当 18歳未満の子どもを持つ親に対して、子ども1人当たり月972クローネが支給される。

(2) 子育てと仕事の両立支援策

① 休暇制度

いずれの調査対象国も出産休暇を制度化している。出産休暇の最長期間は、ドイツの14週間からイタリアの5ヵ月までとなっている。

表1－4 出産休暇

フランス	○ 出産後6週間を含む最短8週間、最長16週間（3人目以降又は双子以上には特例あり）
ドイツ	○ 産前6週間、産後8週間の計14週間
イタリア	○ 産前2ヵ月+産後3ヵ月又は産前1ヵ月+産後4ヵ月の計5ヵ月（労働内容により出産後7ヵ月までの取得が可能）
オランダ	○ 産前6～4週間、産後10～12週間の計16週間
ノルウェー	○ 産前12週間、産後6週間の計18週間

また、ドイツ以外では育児休暇以外に父親が出産時に休暇を取得する制度も法制化されている。ドイツには出産時に父親が休暇を取得できる制度はないが、両親休暇（表1－6参照）を取得することができる。

表1－5 出産時の父親休暇

フランス	○ 出産後11日間（双子以上の場合は18日間）
ドイツ	○ 出産時の休暇は制度化されていない（両親休暇を取得できる）。
イタリア	○ 死亡等により母親が子どもを養育できない場合、父親が出産休暇を取得できる
オランダ	○ 出産後の2日間
ノルウェー	○ 出産休暇 出産前後の2週間

育児休暇制度については、フランス、ドイツ、ノルウェーでは子どもが3歳になるまでの取得が可能である上、長期間休暇を取得することができる。一方、イタリアとオランダは子どもが8歳になるまでの間に取得することができるが、休暇の合計期間はそれぞれ合計10ヵ月、6ヵ月と短い。また、ノルウェーでは、母親の出産休暇明けに父親だけが取得できるパパ・クオータ制が設けられており、取得率は9割に達している。

なお、どの国でも休暇中の給料は支払われないが、オランダ以外の国では政府から手当が支給されている。